

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式について

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新設されました。

1. マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

申告の手引き(申告書等の記載方法)をご覧ください、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めでご記入ください。

2. 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施致します。以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1)本人が申告書を提出する場合

	身元確認資料		番号確認資料
窓口・郵送		+	
	個人番号カード(表面)		個人番号カード(裏面)
	運転免許証		通知カード
	プレ印字された申告書 等		住民票(個人番号が記載されたもの)等
電子申告		電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2)代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料		代理人の身元確認資料		代理権確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面)	+	個人番号カード(表面)	+	税務代理権限証
	通知カード		運転免許証		委任状 等
	住民票(個人番号が記載されたもの)等		プレ印字された申告書 等		
電子申告		電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。			

※上記以外の本人確認資料については、上ノ国町財政課税務グループまでお問い合わせください。

※代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

3. その他

マイナンバーは、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。